

乗組員携帯品申告書（C-5370）記載要領

乗組員携帯品申告書様式の各項目について

「2．関税等の免除がみとめられないもの又は日本への持込みが禁止若しくは制限されているもの」欄

- ・ 「酒類」及び「たばこ」欄には、種類（例えば「酒類」はウイスキー、ブランデー等、「たばこ」は紙巻たばこ、葉巻たばこ等）ごとにご記入してください。
- ・ 「銃砲刀剣類」欄には、所持する銃器類、刀剣類の種類（例えばけん銃、弾薬等）ごとに記入してください。）
- ・ 「価格」欄は、1個の単価ではなく、数量に対応する全価格を記入してください。